

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所

新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール
(開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)

株式会社 **植木組**

(証券コード1867)

Contents

● 第74回定時株主総会招集ご通知 …	1
● 株主総会参考書類 ……	3
議案及び参考事項	
第1号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除く。） 5名選任の件 ……	3
第2号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件 ……	8
● 事業報告 ……	13
● 連結計算書類 ……	34
● 計算書類 ……	37
● 監査報告 ……	40

株 主 各 位

新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
株 式 会 社 植 木 組
代表取締役社長 植 木 義 明

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール

（開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uekigumi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uekigumi.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、株主総会スタッフにつきましては、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社役員および運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.uekigumi.co.jp/>) においてお知らせいたします。

また、株主の皆様におかれましては、感染リスクを避けるため、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案について審議した結果、その決定手続き、内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	うえ き よし あき 植 木 義 明	代表取締役社長CEO	再任
2	まつ ばら しんのすけ 松 原 眞之介	代表取締役副社長執行役員 営業管掌 子会社担当	再任
3	くさか べ ひさ お 日下部 久 夫	取締役専務執行役員兼土木統括部長	再任
4	みず しま かず のり 水 島 和 憲	取締役常務執行役員兼管理統括部長	再任
5	わた な べ えみ こ 渡 辺 英美子		新任 社外

候補者
番号

1

うえ き よし あき
植 木 義 明

(1953年2月21日生)

再任

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年1月	当社入社	2004年1月	当社取締役副社長
1987年3月	当社取締役	2004年4月	当社技術本部長
1987年4月	当社海外事業部長	2004年6月	当社代表取締役副社長執行役員
1991年3月	当社常務取締役	2006年6月	当社代表取締役社長CEO（現任）
1991年4月	当社東京支店長	2016年5月	一般社団法人新潟県建設業協会会長 （現任）
1998年4月	当社営業本部長		
2001年4月	当社専務取締役		

■所有する当社株式の数

102,672株

■重要な兼職の状況

一般社団法人新潟県建設業協会会長

■取締役候補者とした理由

植木義明氏は、2006年より当社代表取締役社長として強いリーダーシップで当社の経営を担い、企業の経営者としての豊富な経験、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために必要な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

2

まつ ばら しんのすけ
松 原 眞之介

(1951年7月27日生)

再 任

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1994年 6 月	当社入社	2011年 4 月	当社取締役専務執行役員
2002年 4 月	当社第二営業部長		当社建築本部長
2004年 6 月	当社執行役員	2016年 6 月	当社代表取締役副社長執行役員 (現任)
2006年 4 月	当社建築営業部長		
2007年 4 月	当社管理本部長兼総務部長	2017年 4 月	当社新潟本店長
2008年 6 月	当社取締役常務執行役員	2018年 4 月	当社営業管掌
		2019年 6 月	当社営業管掌 子会社担当 (現任)

■所有する当社株式の数

18,800株

■取締役候補者とした理由

松原眞之介氏は、営業・技術・管理各部門における豊富な実務経験と高い知見を有し、2008年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

くさかべ ひさ お
日下部 久 夫

(1959年12月27日生)

再 任

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月	当社入社	2017年 4 月	当社土木統括部長 (現任)
2009年 4 月	当社土木部長	2019年 6 月	当社取締役 (現任)
2012年 4 月	当社執行役員	2020年 4 月	当社専務執行役員 (現任)
2016年 4 月	当社常務執行役員		
2016年 4 月	当社土木本部長兼土木部長		

■所有する当社株式の数

1,100株

■取締役候補者とした理由

日下部久夫氏は、長年にわたり土木部門において責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2019年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4 水 島 和 憲

(1957年1月1日生)

再任

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年4月	当社入社	2016年6月	当社取締役常務執行役員兼管理本部長
2007年4月	当社新規事業推進室長	2017年4月	当社取締役常務執行役員兼管理統括部長兼経営企画室長
2011年4月	当社総務部長	2018年4月	当社取締役常務執行役員兼管理統括部長（現任）
2013年4月	当社執行役員兼管理本部副本部長		
2016年4月	当社常務執行役員兼管理本部長		

■所有する当社株式の数

1,600株

■取締役候補者とした理由

水島和憲氏は、管理部門における豊富な経験と高い知見を有し、2016年から当社取締役として企業経営に従事し、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5 渡 辺 英 美 子

(1959年7月21日生)

新任

社外

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	株式会社新潟日報社入社	2016年4月	同社執行役員経営企画会議副議長兼経営管理本部総務局長
2007年4月	同社情報文化センター情報文化部長	2017年4月	同社執行役員経営企画会議副議長
2009年4月	同社営業統括本部販売事業本部読者ふれあい部長	2018年3月	同社取締役（現任）
2010年4月	同社上越支社長兼業務部長		株式会社新潟日報事業社代表取締役社長（現任）
2014年4月	同社編集制作統括本部編集局総務		

■所有する当社株式の数

0株

■重要な兼職の状況

株式会社新潟日報事業社代表取締役社長

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡辺英美子氏は、上記経歴のとおり、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの幅広い見識と経験等に基づく外部からの視点が当社の経営体制の強化と取締役会における多様性の確保に有用であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレート・ガバナンス機能強化等に貢献いただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡辺英美子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 渡辺英美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。再任の候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。新任の候補者につきましては、選任後に被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年8月に同内容での更新を予定しております。
5. 渡辺英美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性	
1	あげ いし くに ひこ 上 石 邦 彦	内部監査室長	新任	
2	ふか ざわ くに みつ 深 澤 邦 光	取締役（監査等委員）	再任	社外
3	たね おか ひろ あき 種 岡 弘 明	取締役（監査等委員）	再任	社外

候補者
番号

1

あ げ い し く に ひ こ
上 石 邦 彦

(1961年12月21日生)

新任

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当社入社
2017年 4 月 当社総務人事部長
2018年 4 月 当社経営企画室長
2021年 4 月 当社内部監査室長（現任）

■所有する当社株式の数

1,100株

■取締役候補者とした理由

上石邦彦氏は、法務・人事・管理部門全般にわたり豊富な知見と経験を有し、内部統制にも精通しており、当社の経営全般について適切に監査・監督ができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ふか ざわ くに みつ
深 澤 邦 光

(1946年1月8日生)

再任

社外

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1964年4月	関東信越国税局採用	2009年6月	株式会社ヤオコー社外監査役
2004年7月	新潟税務署長	2011年2月	株式会社ハツガイ社外監査役 (現任)
2005年7月	新潟税務署長退職	2015年6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)
2005年8月	税理士開業 (現任)	2017年2月	株式会社HATSUGAI 社外監査役 (現任)
2008年6月	当社社外監査役		
2008年6月	株式会社テクノリンク社外監査役 (現任)		

■所有する当社株式の数

1,200株

■重要な兼職の状況

株式会社テクノリンク社外監査役
株式会社ハツガイ社外監査役
株式会社HATSUGAI社外監査役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

深澤邦光氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び企業会計に関する豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献されております。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。財務・会計等の専門的見地から引き続き当社の経営を監督いただけるものと期待しております。

深澤邦光氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。

候補者
番号

3

たね おか ひろ あき
種 岡 弘 明

(1952年6月14日生)

再任

社外

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月	通商産業省（現経済産業省）入省	2015年 4月	日本アルコール販売株式会社 常務執行役員
2001年 1月	経済産業省政策局調査統計部長	2015年 6月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2001年 7月	経済産業省退職	2019年 6月	日本アルコール販売株式会社取締役 （現任）
2001年 7月	日欧産業協力センター事務局長	2019年 6月	日本アルコール物流株式会社 代表取締役社長（現任）
2004年 6月	苫東石油備蓄株式会社常務取締役	2019年 6月	アルコール海運倉庫株式会社 代表取締役（現任）
2008年 6月	日本アルコール販売株式会社取締役		
2010年 6月	信和アルコール産業株式会社 常務取締役		
2011年 6月	当社社外監査役		

■所有する当社株式の数

300株

■重要な兼職の状況

日本アルコール販売株式会社取締役
日本アルコール物流株式会社代表取締役社長
アルコール海運倉庫株式会社代表取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

種岡弘明氏は、上記経歴のとおり、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、これらの幅広い見識を活かして監査等委員としてご活躍いただきました。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。経営に関する深い知識、経験を活かし、引き続き当社の経営を監督していただけるものと期待しております。

種岡弘明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上石邦彦氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、深澤邦光氏及び種岡弘明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本議案が原案のとおり承認可決された場合は、両氏との間で同内容の責任限定契約を継続し、上石邦彦氏とは同内容の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。再任の候補者は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き当該保険契約の被保険者となります。新任の候補者につきましては、選任後に被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年8月に同内容での更新を予定しております。
6. 深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や訪日外国人の大幅な減少により消費低迷が続き、経済活動が停滞し、景気は混迷の度合いを深め大幅なマイナス成長となりました。

建設業界におきましては、公共投資は防災・減災など国土強靱化に伴う需要が増加、また、設備老朽化による維持更新需要が増加しております。一方、民間建設投資については新型コロナウイルス感染症の影響により投資意欲が抑制され、リニューアル投資も設備投資も減少しております。

このような経営環境の中、当社グループは、感染症防止対策を徹底し施工中断することなく、安全と品質確保並びに工期遵守を優先しながら鋭意事業活動を展開してまいりました。

当連結会計年度を2年目とする中期経営計画の実施においては、生産性の向上を重点施策に掲げ、営業活動や業務の効率化に努め、各事業セグメントにおいて、より一層の収益拡大に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は488億47百万円（前期比6.0%減）となりました。

利益面につきましては、主力の建設事業において、適正な人員配置やICT技術等の活用を図ることで現場力を高め、営業利益は25億45百万円（同7.8%増）、経常利益は26億41百万円（同13.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は17億円（同18.5%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

(建設事業)

当社グループの建設事業におきましては、前年度からの繰越工事が減少したことから、売上高は443億29百万円（前期比4.2%減）となり、利益面では、複数の長期大型土木工事の利益率が向上したことなどにより、売上総利益は43億83百万円（同7.3%増）となりました。

(不動産事業)

当社グループの不動産事業におきましては、マンション分譲の売上減少により、売上高は13億63百万円（同49.3%減）となり、売上総利益は3億98百万円（同23.7%減）となりました。

(その他の事業)

当社グループのその他の事業におきましては、アスファルト製品等の製造販売を中心とした建材製造販売等の事業、ソフトウェア関連事業、有料老人ホーム運営事業を中心に、売上高は31億55百万円（同5.3%増）となり、売上総利益は13億83百万円（同4.0%減）となりました。

当社の部門別の受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 業	土 木	23,098,683	23,939,900	23,521,469	23,517,113
	建 築	15,617,663	19,503,772	18,875,546	16,245,889
	計	38,716,346	43,443,672	42,397,016	39,763,003
不 動 産 事 業		－	252,915	252,915	－
そ の 他 の 事 業		－	1,160,379	1,160,379	－
合 計		38,716,346	44,856,966	43,810,311	39,763,003

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、12億21百万円であり、その主なものは、当社のクラブ浚渫船の建造、子会社の販売用集合住宅の建設等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

今回の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、多くの人々の生命を脅かしただけでなく、世界経済にも大きな影響を与えています。建設業を取り巻く事業環境は、公共投資においては国土強靱化や災害対策、設備の老朽化に伴う維持更新の需要が増加したものの、民間建設投資は企業の設備投資が抑制傾向となっており、全体としては低水準で推移するものと予想されます。

中期経営計画の最終年度である今年度は、「時代の変化に対応し実行する」をスローガンに掲げ、「建設技術力の強化」、「生産性改善」、「建築事業競争力の強化」、「市場変化に対応した事業領域・エリアの拡大」、「人材育成の強化」を重点テーマに取り組むことで中期経営計画の基本方針「地域の守り手としての長期持続的な成長」に向け競争力のある事業基盤の構築を目指してまいります。

また、IT革命、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの潮流に加えて、大きく変わることが想定される「コロナ後の世界」の生活や働き方においては、全グループを通じた人材交流、育成を中長期的に図り、1人当たりの生産性を改善させるとともに、技術資格取得の奨励と教育指導の徹底による個々の技術力の向上を通じて現場力をアップさせ、社員の能力とパフォーマンスの向上に全力を挙げて取り組んでまいります。

当社は、本計画達成のため、営業、設計、施工部門が一体となったより強固な受注体制を構築し、グループ一丸となって努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期(当期) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	45,559	44,568	51,938	48,847
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,269	1,068	1,434	1,700
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (円)	191.71	161.50	216.70	256.91
総 資 産 額(百万円)	38,996	44,256	47,741	45,683
純 資 産 額(百万円)	19,872	20,367	21,408	23,076

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たりの当期純利益は、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たりの当期純利益は、第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北陸施設工業株式会社	50百万円	100%	鉄道軌道工事、土木・管更生工事の請負
植木不動産株式会社	100百万円	100%	不動産の売買、賃貸及び仲介、土木・建築工事の請負
株式会社ユニテック	50百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売
株式会社植木機工	90百万円	100%	土木・建築工事、アスベスト処理工事の請負、建設資材のリース
株式会社アスカ	25百万円	100%	管工事、土木工事の請負、発電用施設の保守

(注) 特定完全子会社に該当する会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業としており、その他の事業では建材製造販売等の事業、ソフトウェアの開発及び販売事業、介護福祉事業、ゴルフ場運営事業等を行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-1)第2805号〕及び一般建設業者〔(般-1)第2805号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(11)第2677号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	新潟県柏崎市駅前1丁目5番45号
本 店	新潟本店 (新潟県長岡市)、東京本店 (東京都千代田区)
支 店	東北支店 (宮城県仙台市)、柏崎支店 (新潟県柏崎市)、新潟支店 (新潟県新潟市)、長岡支店 (新潟県長岡市)、上越支店 (新潟県上越市)
営 業 所	長野、金沢、千葉、埼玉、十日町、燕

(注) 長岡支店は、2021年4月1日付をもって、長岡営業所となりました。

② 主要な子会社

北陸施設工業株式会社	本社 (新潟県長岡市)
植木不動産株式会社	本社 (新潟県柏崎市)、東京支店 (東京都千代田区)、新潟支店 (新潟県新潟市)
株式会社ユニテック	本店 (新潟県柏崎市)、東京本社 (東京都千代田区)
株式会社植木機工	本社 (新潟県柏崎市)
株式会社アスカ	本社 (新潟県柏崎市)

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
992名	21名増

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	565名	13名減	45.6歳	19.9年
女 性	47名	3名増	43.9歳	17.0年
合計又は平均	612名	10名減	45.5歳	19.7年

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	1,066百万円
株式会社大光銀行	332百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,436,764株（自己株式127,840株を含む。）
- (3) 株主数 3,983名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	170	5.15
株式会社ウエキエージェンシー	162	4.90
株式会社第四北越銀行	161	4.89
植木組共栄会	142	4.30
株式会社アキバ	131	3.96
第四ジェーシービーカード株式会社	103	3.13
植木義明	102	3.10
植木組社員持株会	87	2.65
株式会社大光銀行	74	2.26
住友生命保険相互会社	67	2.05

- (注) 1. 当社は、自己株式を127,840株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、2021年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は27,400,000株に、発行済株式の総数は6,873,528株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	植 木 義 明	一般社団法人新潟県建設業協会会長
代表取締役副社長執行役員	松 原 眞 之 介	営業管掌、子会社担当
取締役専務執行役員	日 下 部 久 夫	土木統括部長
取締役常務執行役員	水 島 和 憲	管理統括部長
取締役（常勤監査等委員）	栃 倉 勝 幸	
取締役（監査等委員）	深 澤 邦 光	税理士、株式会社テクノリンク社外監査役 株式会社ハツガイ社外監査役 株式会社HATSUGAI社外監査役
取締役（監査等委員）	種 岡 弘 明	日本アルコール販売株式会社取締役 日本アルコール物流株式会社代表取締役社長 アルコール海運倉庫株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）深澤邦光氏及び取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における取締役の異動
2020年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、蟹澤 博氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 監査等の環境の整備及び社内の情報収集を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために栃倉勝幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

<ご参考> 2021年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	春 日 孝 郎	東京本店長
常 務 執 行 役 員	榆 井 寛 志	新潟本店長
常 務 執 行 役 員	山 谷 吉 久	建築統括部長
執 行 役 員	鈴 木 興 次	新潟本店技術部長
執 行 役 員	石 塚 純	新潟本店副本店長
執 行 役 員	土 田 正 次	柏崎支店長
執 行 役 員	植 木 豊	事業統括部長
執 行 役 員	松 井 範 幸	総務人事部長

2021年4月1日付で執行役員の地位、担当が次のとおり変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	植 木 豊	事業統括部長
執 行 役 員	松 井 範 幸	総務人事部長、営業管理部長
執 行 役 員	星 野 和 利	技術開発部長、新潟本店土木技術部長
執 行 役 員	植 木 大 吾	新潟本店副本店長、新潟支店長
顧 問	鈴 木 興 次	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）栃倉勝幸氏、深澤邦光氏、種岡弘明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。

(4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、役員報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の意見、助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

①基本原則・方針

当社の取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定方針につきましては、株主総会で決議された額の範囲内で、株主の皆様の負託に応えるべく、企業価値の継続的かつ、持続的成長な向上を可能とするよう、それぞれの職責に見合った報酬体系、水準としております。

②取締役の報酬等の算定方法の基本方針

(ア) 取締役の報酬額の決議

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額240百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は、年額36百万円以内で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

(イ) 業務執行取締役の報酬体系

当社の業務執行取締役の報酬等につきましては、役位別の固定報酬と短期の業績に連動した変動報酬としての業績連動報酬から構成されています。

固定報酬につきましては、それぞれの職責や担当職務を総合的に勘案し、役位別に決定しております。

業績連動報酬につきましては、利益計画の達成度、個々の業績への貢献度合い、株主への配当等を勘案したうえで算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。

(ウ) 固定報酬等と業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

業績連動報酬等は、利益計画の達成度、担当部門業績達成度合い及び、当該取締役の貢献度等に応じて支給するものとし、その額は固定報酬等に対して一定の割合をもって設定しております。

③報酬決定の手続き

各取締役の報酬は、取締役会より委任された代表取締役社長植木義明が、個々の取締役の職責、貢献度、経済情勢、業績、他社水準等を踏まえ、監査等委員である社外取締役の意見、助言を得ながら、総額の範囲内で適切に決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役監査等委員の報酬額は、他社の水準等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の額（千円）		対象となる 役員の数
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 （ 賞 与 ）	
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く 。)	109,600	92,794	16,806	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,319 (5,928)	16,740 (5,928)	579 (-)	3 (2)
合 計	126,919 (5,928)	109,534 (5,928)	17,385 (-)	8 (2)

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。
2. 上記のほか、2014年6月27日開催の第67回定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く。）1名に対し、役員退職慰労金13,400千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）深澤邦光氏は、株式会社テクノリンク、株式会社ハツガイ及び株式会社HATSUGAIの社外監査役を兼務しております。なお、株式会社テクノリンク、株式会社ハツガイ及び株式会社HATSUGAIとの間には取引がありません。

取締役（監査等委員）種岡弘明氏は、日本アルコール販売株式会社の取締役、日本アルコール物流株式会社の代表取締役社長及びアルコール海運倉庫株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と日本アルコール販売株式会社、日本アルコール物流株式会社及びアルコール海運倉庫株式会社との間には取引がありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	深澤邦光	当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の経営全般について客観的視点で積極的にご発言いただくなど適切に監査・監督していただいております。
	種岡弘明	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち13回出席(92.9%)し、監査等委員会に13回のうち12回出席(92.3%)いたしました。 同氏は、日本アルコール物流株式会社の代表取締役社長であり、長年にわたり企業経営者として培われた見識と経験等を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行うなど、客観的視点で適切に監査・監督していただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	金額
当事業年度に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、上記の報酬等の額は相当であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社は、取締役及び使用人が業務を執行するにあたり、遵守すべき「企業行動指針」を定め、日常の業務運営の指針とし、取締役自ら率先垂範して社員へ浸透を徹底する。また、研修等を通じて、法令、定款の遵守に関する啓蒙、教育・指導を行う。
- ・当社は、業務執行に対しては、会社全体が相互牽制組織となるよう、組織構成、職務権限を適正に維持するとともに、社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の内部統制を統括する。
- ・当社及び子会社は、法令、定款違反等に関するヘルプラインを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営上想定される各種リスクを明確にし、これに対応したリスク管理体制を構築する。このため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを整備、管理するとともに、リスクに対する社内の意識を涵養し、未然防止に努める。

不測の重大事態の発生はもとより、日常的各種リスクに対しては、リスクの重要度に対応した対策本部を設置し、業務組織規程、職務権限規程及び危機管理マニュアルに従い、各担当部門ないしは全社で迅速に対応して、被害を最小限に抑える体制を整える。

また、当該規程及びマニュアルは、その時代環境に適合したものに維持する。

- ・定期的に行われるグループ社長会において、コンプライアンス、災害、品質等のリスクに関する報告及び意見交換、指導等を行う。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、当社及び子会社は中期経営計画及び事業年度ごとの経営計画を策定する。
 - ・ 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるために、定例の取締役会を原則月1回開催する他、適宜必要に応じて取締役会を開催する。また、執行役員制による業務執行責任体制を明確にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、重要事項の業務執行に関する意思決定を機動的に行う。
- 取締役会等の決定に基づく業務執行については、業務組織規程、職務権限規程等の社内規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）執行役員等が各々委任された事項に責任をもって執行することを徹底する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ共通の「植木組グループ会社行動指針」を定める。
- また、グループ会社の自主独立性を尊重しつつ、適正なグループ統制を行うため、「植木組グループ運営方針」を定め、関係会社管理規程に従い、適切な管理・統制を行う。
- グループ会社の監査については、当社役員及び当社内部監査室が、定期的及び必要に応じて各会社の監査を行う。
- なお、グループ社長会において、経営状況に関する情報の共有及び意見交換、並びに必要な指導等を緻密に行うものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社は当社の監査等委員が執行役員会、グループ社長会等、各種重要な社内会議に出席し、また重要決議書類を閲覧すること等により、業務執行状況を適切に把握できる環境を整える。

- ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社の信用を大きく損なったり、業績に重大な影響を及ぼすことが懸念される事項を発見した場合、監査等委員会に対して、直ちに報告する。
- ・当社及び子会社の内部通報担当者は、内部通報を受けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会計監査人は、監査等委員会に対して監査計画の報告、説明を事前に行うものとする。また、会社が会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、事前に監査等委員会の承認を得る。
- ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、事業の継続・安定的発展を確保して行くことを目的とし、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社は、使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社及び当社グループ各社は「公益通報者保護規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を適宜開催し、当社全体のリスクマネジメントに関する課題・対策について検討いたしております。また、当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会でリスクの把握・対応等が報告され、リスクの共有化及び対応を図っております。

3. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針等、経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

4. 内部監査体制

当社は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を代表取締役及び常勤監査等委員に対し報告を行っております。

5. グループ管理体制

当社では、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、定期的に行われる当社グループ各社の代表取締役で構成されたグループ社長会で当社グループ各社の財務状況、その他の状況について報告を受けております。

6. 監査等委員の職務執行

当社の監査等委員は監査等委員会において定めた監査方針・監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社及び当社グループ各社の往査等を行っており、往査報告については監査等委員会にて報告されております。また、監査等委員は重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

7. 監査等委員の監査の実効性を確保するための体制

監査等委員は当社の重要な経営会議に出席する他、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役及び使用人に説明を求めています。適宜、監査等委員会を開催している他、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題と位置づけ、財務体質の強化と将来的な事業展開による資金需要を勘案しながら、安定した配当を継続することを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期の株主配当につきましては、当期の業績や経営環境等を勘案のうえ、1株につき普通配当90円に特別配当20円を加えた110円とさせていただきたいと存じます。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、2021年6月28日（月曜日）とさせていただきます。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、2021年4月28日開催の取締役会にて決議しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,880,703	流 動 負 債	19,109,579
現金預金	6,337,867	支払手形・工事未払金等	10,484,283
受取手形・完成工事未収入金等	16,736,510	短期借入金	2,898,628
販売用不動産	314,361	りーす債務金	42,855
商品	4,083	未払金	1,096,892
未成工事支出金	1,651,462	未払法人税等	580,321
不動産事業支出金	2,379,046	未成工事受入金	2,448,003
材料貯蔵品	78,507	賞与引当金	1,023,285
未収入金	347,700	役員賞与引当金	41,876
その他	1,048,152	完成工事補償引当金	32,811
貸倒引当金	△16,988	工事損失引当金	60,689
		その他	399,931
固定資産	16,802,575	固 定 負 債	3,497,452
有形固定資産	14,106,348	社債	100,000
建物・構築物	4,964,439	長期借入金	164,986
機械、運搬具及び工具器具備品	1,471,178	りーす債務金	110,401
土地	7,488,765	長期未払金	117,082
りーす資産	133,697	再評価に係る繰延税金負債	523,327
建設仮勘定	48,267	繰延税金負債	33,974
		退職給付に係る負債	1,210,098
無形固定資産	255,650	役員退職慰労引当金	84,752
りーす資産	19,025	債務保証損失引当金	250,532
その他	236,625	資産除去債務	222,293
投資その他の資産	2,440,576	その他	680,004
投資有価証券	1,221,830	負 債 合 計	22,607,032
破産更生債権等	47,992		
繰延税金資産	759,730	純 資 産 の 部	
その他	459,806	株 主 資 本	23,149,357
貸倒引当金	△48,783	資本金	5,315,671
		資本剰余金	5,359,413
		利益剰余金	12,639,977
		自己株式	△165,704
		その他の包括利益累計額	△125,356
		その他有価証券評価差額金	160,816
		土地再評価差額金	△321,473
		退職給付に係る調整累計額	35,300
		非支配株主持分	52,246
		純 資 産 合 計	23,076,246
資 産 合 計	45,683,278	負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,683,278

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	44,329,340	
不動産事業売上高	1,363,104	
その他の事業売上高	3,155,029	48,847,474
売上原価		
完成工事原価	39,945,358	
不動産事業売上原価	964,346	
その他の事業売上原価	1,771,939	42,681,644
売上総利益		
完成工事総利益	4,383,982	
不動産事業売上総利益	398,758	
その他の事業売上総利益	1,383,090	6,165,830
販売費及び一般管理費		3,620,386
営業利益		2,545,443
営業外収益		
受取利息及び配当金	42,486	
その他の	91,543	134,030
営業外費用		
支払利息	31,853	
その他の	6,164	38,017
経常利益		2,641,456
特別利益		
固定資産売却益	14,797	
投資有価証券売却益	41,679	56,476
特別損失		
固定資産売却損	483	
固定資産除却損	16,906	
投資有価証券評価損	731	
投資有価証券売却損	21,031	
減損損失	27,489	66,642
税金等調整前当期純利益		2,631,289
法人税、住民税及び事業税	884,966	
法人税等調整額	41,570	926,536
当期純利益		1,704,753
非支配株主に帰属する当期純利益		4,448
親会社株主に帰属する当期純利益		1,700,304

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,315,671	5,359,413	11,237,516	△164,532	21,748,068
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△297,843		△297,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,700,304		1,700,304
自 己 株 式 の 取 得				△1,172	△1,172
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,402,460	△1,172	1,401,288
当 期 末 残 高	5,315,671	5,359,413	12,639,977	△165,704	23,149,357

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	24,700	△321,473	△92,143	△388,915	49,597	21,408,750
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△297,843
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,700,304
自 己 株 式 の 取 得						△1,172
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	136,115		127,443	263,559	2,648	266,207
当 期 変 動 額 合 計	136,115	-	127,443	263,559	2,648	1,667,496
当 期 末 残 高	160,816	△321,473	35,300	△125,356	52,246	23,076,246

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,987,013	流 動 負 債	18,966,551
現 金 預 金	5,569,904	支 払 手 形	2,729,569
受 取 手 形	206,805	工 事 未 払 金	7,346,053
電 子 記 録 債 権	373,354	不 動 産 事 業 未 払 金	2,711
完 成 工 事 未 収 入 金	15,221,816	短 期 借 入 金	2,898,628
不 動 産 事 業 未 収 入 金	20,729	一 般 借 入 債 務 金	13,210
販 売 用 不 動 産	19,226	未 払 法 人 税 等 金	844,365
未 成 工 事 支 出 金	1,354,465	未 成 工 事 受 入 金	453,012
材 料 貯 蔵 品	54,116	不 動 産 事 業 受 入 金	1,926,100
未 収 入 金	190,770	預 り 引 当 金	13,527
立 替 金	923,274	預 賞 与 引 当 金	1,765,545
そ の 他 金	69,459	完 成 工 事 補 償 引 当 金	863,324
貸 倒 引 当 金	△16,908	工 事 損 失 引 当 金	17,386
		そ の 他 引 当 金	32,811
固 定 資 産	17,122,401	固 定 負 債	2,319,839
有 形 固 定 資 産	9,119,841	社 長 期 借 入 債 務 金	100,000
建 物 ・ 構 築 物	2,664,727	一 般 借 入 債 務 金	24,986
機 械 ・ 運 搬 具	1,080,443	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	36,892
工 具 器 具 ・ 備 品	187,576	退 職 給 付 引 当 金	523,327
土 地	5,148,596	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,013,724
リ ー ス 資 産	38,496	資 産 除 却 債 務 金	250,532
無 形 固 定 資 産	236,441	そ の 他 引 当 金	161,508
リ ー ス 資 産	11,606		208,868
そ の 他	224,834	負 債 合 計	21,286,391
投 資 そ の 他 の 資 産	7,766,119	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,202,765	株 主 資 本	19,983,679
関 係 会 社 株 式	679,850	資 本 金	5,315,671
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,137,350	資 本 剰 余 金	5,359,413
前 払 年 金 費 用	96,614	資 本 準 備 金	5,359,413
破 産 更 生 債 権 等	47,992	利 益 剰 余 金	9,474,299
繰 延 税 金 資 産	579,574	利 益 準 備 金	670,000
そ の 他 金	153,179	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,804,299
貸 倒 引 当 金	△131,207	圧 縮 記 帳 積 立 金	92,845
		別 途 積 立 金	1,300,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,411,453
		自 己 株 式	△165,704
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△160,656
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	160,816
		土 地 再 評 価 差 額 金	△321,473
資 産 合 計	41,109,414	純 資 産 合 計	19,823,023
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,109,414

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	42,397,016	
不動産事業売上高	252,915	
その他の事業売上高	1,160,379	43,810,311
売 上 原 価		
完成工事原価	38,527,637	
不動産事業売上原価	133,860	
その他の事業売上原価	932,897	39,594,394
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,869,378	
不動産事業売上総利益	119,055	
その他の事業売上総利益	227,482	4,215,916
販売費及び一般管理費		2,059,648
営 業 利 益		2,156,268
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	174,441	
その他の	24,026	198,468
営 業 外 費 用		
支払利息	34,799	
貸倒引当金繰入額	81,825	
その他の	5,244	121,869
経 常 利 益		2,232,866
特 別 利 益		
固定資産売却益	14,220	
投資有価証券売却益	41,679	55,899
特 別 損 失		
固定資産除却損	16,913	
投資有価証券売却損	21,031	
投資有価証券評価損	731	
減損損失	27,489	66,166
税引前当期純利益		2,222,599
法人税、住民税及び事業税	703,670	
法人税等調整額	△18,648	685,021
当 期 純 利 益		1,537,577

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000	93,319	1,300,000	6,171,245	8,234,565
当 期 変 動 額								
圧縮記帳積立金の取崩					△473		473	－
剰 余 金 の 配 当							△297,843	△297,843
当 期 純 利 益							1,537,577	1,537,577
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△473	－	1,240,208	1,239,734
当 期 末 残 高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000	92,845	1,300,000	7,411,453	9,474,299

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△164,532	18,745,117	24,700	△321,473	△296,772	18,448,345
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩						－
剰 余 金 の 配 当		△297,843				△297,843
当 期 純 利 益		1,537,577				1,537,577
自己株式の取得	△1,172	△1,172				△1,172
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			136,115		136,115	136,115
当 期 変 動 額 合 計	△1,172	1,238,562	136,115	－	136,115	1,374,677
当 期 末 残 高	△165,704	19,983,679	160,816	△321,473	△160,656	19,823,023

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塚田 一 誠 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社植木組の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社植木組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社植木組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 塚 田 一 誠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 島 伸 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社植木組の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 植木組 監査等委員会

常勤監査等委員 柝 倉 勝 幸 ㊟

監査等委員 深 澤 邦 光 ㊟

監査等委員 種 岡 弘 明 ㊟

(注) 監査等委員深澤邦光及び種岡弘明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図



会場：新潟県柏崎市駅前2丁目2番30号
柏崎エネルギーホール 2階ホール
交通：JR信越本線「柏崎駅」より徒歩5分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。